

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認岡山地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 4 件

厚生年金関係 4 件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 4 件

国民年金関係 2 件

厚生年金関係 2 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①から④までについて、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、申立人のA社における当該期間の標準賞与額に係る記録を、申立期間①は3万円、申立期間②は8万円、申立期間③及び④は9万7,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る上記標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和61年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成17年12月22日
② 平成18年7月31日
③ 平成18年12月25日
④ 平成19年7月31日

A社の賞与について、在籍期間を通じて夏と冬に賞与が支給され、厚生年金保険料も控除されていたはずなのに賞与の記録が無いので、年金記録を追加してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

2 申立期間①及び②について、給与支払報告書及び金融機関への賞与振込額から、申立人は、申立てに係る事業所から賞与の支払を受け、厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められる。

また、申立人の当該期間の標準賞与額について、上記資料から推認される厚生年金保険料額及び申立人の賞与額に基づき、申立期間①は3万円、申立期間②は8万円とすることが必要である。

申立期間③及び④について、申立人が所持する賞与明細書から、申立人は、申立てに係る事業所から賞与の支払を受け、厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められる。

また、申立人の当該期間の標準賞与額については、上記資料に記載された厚生年金保険料額に基づき9万7,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間①から④までの厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、申立てに係る賞与の届出書を社会保険事務所（当時）に提出しておらず、また、同賞与に係る厚生年金保険料を納付していないと認めていることから、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立期間の標準報酬月額に係る記録を20万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和21年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成11年2月1日から12年2月1日まで

A社に勤務していた期間に係る厚生年金保険被保険者記録のうち、申立期間の標準報酬月額が、通帳に振り込まれている給与額よりも低い記録となっているので、調査して年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録から、申立人の標準報酬月額は、当初、平成10年10月1日から20万円と記録されていたところ、11年12月28日付けで、同年2月1日に遡って9万2,000円に引き下げられ、厚生年金保険被保険者資格の喪失日（平成12年2月1日）まで継続していることが確認できる。

また、平成12年2月1日にA社で被保険者資格を喪失している者26人（申立人を除く。）のうち24人について、申立人と同様に遡及して標準報酬月額を引き下げる処理がなされていることが確認できる。

さらに、申立人の所持する預金通帳から確認できる給与の振込額及び平成11年9月分の給与支払明細書に記載されている厚生年金保険料額に見合う標準報酬月額は、遡及訂正後の標準報酬月額を上回ることが確認できる。

加えて、不納欠損整理簿から、A社が平成12年度に発生した保険料を滞納していたことが確認できる。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所が平成11年12月28日付けで行った遡及訂正処理は、事実即したものと考えることは難しく、合理的な理由が見当たらないことから、有効な記録訂正であるとは認められない。

このため、当該遡及訂正処理の結果として記録されている申立人の平成11年2月から12年1月までの標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た20万円に訂正することが必要である。

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立期間の標準報酬月額に係る記録を32万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成11年2月1日から12年2月1日まで

A社に勤務していた期間に係る厚生年金保険被保険者記録のうち、申立期間の標準報酬月額が、通帳に振り込まれている給与額よりも低い記録となっているので、調査して年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録から、申立人の標準報酬月額は、当初、平成10年10月1日から32万円と記録されていたところ、11年12月28日付けで、同年2月1日に遡って9万2,000円に引き下げられ、厚生年金保険被保険者資格の喪失日（平成12年2月1日）まで継続していることが確認できる。

また、平成12年2月1日にA社で被保険者資格を喪失している者26人（申立人を除く。）のうち24人について、申立人と同様に遡及して標準報酬月額を引き下げる処理がなされていることが確認できる。

さらに、申立人の所持する預金通帳から確認できる給与の振込額及び平成11年分源泉徴収票の社会保険料等の金額から推認できる標準報酬月額は、遡及訂正後の標準報酬月額を上回ることが確認できる。

加えて、不納欠損整理簿から、A社が平成12年度に発生した保険料を滞納していたことが確認できる。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所が平成11年12月28日付けで行った遡及訂正処理は、事実即したものと考えるのが難しく、合理的な理由が見当たらないことから、有効な記録訂正であるとは認められない。

このため、当該遡及訂正処理の結果として記録されている申立人の平成11年2月から12年1月までの標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た32万円に訂正することが必要である。

岡山厚生年金 事案 1676 (事案 1630 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、申立人のA社における当該期間の標準報酬月額に係る記録を、34万円に訂正することが必要である。

申立人は、申立期間②から⑩までについて、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、申立人のA社における当該期間の標準賞与額に係る記録を、平成15年8月8日は17万5,000円、同年12月22日は20万4,000円、16年12月22日は20万4,000円、17年8月11日は19万円、同年12月22日は19万5,000円、18年8月11日は22万円、同年12月20日は20万円、19年8月31日は20万円、同年12月25日は20万円とすることが必要である。

なお、事業主は、上記訂正後の標準報酬月額及び標準賞与額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額及び標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和33年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 平成14年1月1日から16年7月1日まで
② 平成15年8月8日
③ 平成15年12月22日
④ 平成16年12月22日
⑤ 平成17年8月11日
⑥ 平成17年12月22日
⑦ 平成18年8月11日
⑧ 平成18年12月20日
⑨ 平成19年8月31日
⑩ 平成19年12月25日
⑪ 平成20年8月20日
⑫ 平成20年12月29日
⑬ 平成21年8月11日

A社における厚生年金保険の被保険者期間のうち、申立期間①の標準報酬月額については、年金記録の訂正を求めたが認められなかった。

しかしながら、当該期間の標準報酬月額については、24万円となってい

るところ、確かに給料を 30 万円程度はもらっていたと記憶しているため、再度調査をしてほしい。

また、申立期間②から⑬までの標準賞与額についても、実際に支給された金額と比較して年金記録が低額となっているため、年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

- 1 申立期間①に係る申立てについては、i) 申立人は保険料控除を確認できる給与明細書等の資料を所持しておらず、また、申立てに係る事業所も賃金台帳等の資料を保管していないため、報酬月額及び厚生年金保険料額を確認することはできないこと、ii) 申立人の当該期間における標準報酬月額の記録が遡って訂正されているなどの不自然な点は見当たらないことなどから、既に当委員会の決定に基づく平成 24 年 7 月 26 日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

しかしながら、今回、平成 14 年分及び 15 年分市県民税台帳兼課税台帳並びに 16 年分給与支払報告書を確認すると、これらに記載された社会保険料控除額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録における標準報酬月額を超えていることが判明した。

また、申立期間①における給与の振込額についても、申立人の所持する預金通帳から、オンライン記録の標準報酬月額を上回る給与の支払がうかがえる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間①について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められる。

また、当該期間の標準報酬月額は、上記の市県民税台帳兼課税台帳及び給与支払報告書で推認できる厚生年金保険料額から、34 万円に訂正することが必要である。

なお、事業主が上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主からの供述は得られないが、上記の関連資料において推認できる保険料控除額に見合う標準報酬月額と社会保険事務所（当時）で記録されている標準報酬月額が長期間にわたり一致していないことから、事業主は、上記の関連資料で推認できる保険料控除額に見合う報酬月額を届け出ておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人が主張する標準報酬月額に見合う厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

- 2 厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「厚生年金特例法」という。）に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに見合う標準賞

与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

- 3 申立期間②及び③について、平成15年分給与支払報告書の社会保険料控除額は、当該年におけるオンライン記録の標準賞与額に見合う社会保険料額を超えていることが確認できる。

また、申立期間④から⑩までについても、申立人が所持する預金通帳及び申立てに係る事業所が保管する給料台帳又は源泉徴収簿兼賃金台帳から、申立人の賞与額及び控除されていた社会保険料額に見合う標準賞与額は、オンライン記録における標準賞与額を超えていることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間②から⑩までについて、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められる。

また、申立人の申立期間②から⑩までの標準賞与額については、上記の預金通帳、給与支払報告書及び源泉徴収簿兼賃金台帳で確認又は推認できる厚生年金保険料額から、平成15年8月8日は17万5,000円、同年12月22日は20万4,000円、16年12月22日は20万4,000円、17年8月11日は19万円、同年12月22日は19万5,000円、18年8月11日は22万円、同年12月20日は20万円、19年8月31日は20万円、同年12月25日は20万円とすることが必要である。

なお、事業主が上記訂正後の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主からの供述は得られないが、複数の者についても、申立人と同様にオンライン記録における標準賞与額に基づく厚生年金保険料を超える厚生年金保険料が控除されていることから、事業主は、上記の関連資料において確認又は推認できる保険料控除額に見合う賞与額を届け出しておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人が主張する標準賞与額に見合う厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料（訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

- 4 一方、申立期間⑪及び⑫については、申立人の所持する預金通帳から、オンライン記録の標準賞与額を上回る給与の支払がうかがえるが、申立てに係る事業所が保管する給料台帳又は源泉徴収簿兼賃金台帳で確認できる申立人の控除されていた社会保険料額に見合う標準賞与額は、オンライン記録における標準賞与額と一致する。

また、申立期間⑬については、上記の給料台帳で確認できる申立人の賞与額及び控除されていた社会保険料額に見合う標準賞与額は、オンライン記録における標準賞与額と一致する。

さらに、申立人の申立期間⑪から⑬までにおける標準賞与額の記録が遡って訂正されているなどの不自然な点は見当たらない上、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料が控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、

申立人が当該期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成2年5月から同年12月までの期間及び4年2月から8年10月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和44年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成2年5月から同年12月まで
② 平成4年2月から8年10月まで

ねんきん定期便では申立期間の国民年金保険料は未納となっているが、父親がA町役場において国民年金の加入手続及び保険料の口座振替手続を行い、平成元年4月以降の国民年金保険料は、その父親の預金口座から口座振替により納付していたと母親から聞いている。父親は既に死亡しているため詳細は分からないが、申立期間が未納とされているのは納付できないので、年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は国民年金の加入手続及び国民年金保険料の納付に関与しておらず、これを行ったとするその父親は既に死亡しており、申立期間の国民年金保険料に係る納付状況は明らかでない。

また、申立人は、平成元年4月以降の国民年金保険料を父親の預金口座から口座振替によりA町（現在は、B市）に納付したと主張しているが、同町が保管する国民年金被保険者名簿及びオンライン記録から、申立人は、2年4月10日に同町からC県D区に転出し、7年10月30日にE市（現在は、F市）から同町に再転入していることが確認でき、申立期間①及び申立期間②の一部（平成4年2月から7年9月まで）の保険料は、同町において納付することができない上、申立人に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、オンライン記録から、申立期間②直後の平成8年11月から10年3月までの国民年金保険料は同年12月21日に過年度納付されていることが確認できるが、その時点では、申立期間②の保険料は時効により納付するこ

とができない上、10年4月から同年12月までの保険料が同年12月31日にまとめて現年度納付されていること、11年1月から17年9月までの保険料が月末に納付されていることを踏まえると、申立人の父親は、10年12月頃に口座振替手続を行ったものと考えられる。

加えて、申立期間は合計で65か月に及び、これほどの長期間にわたり行政の記録管理に誤りが生じ続けるとは考え難い上、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、これが納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 48 年 4 月から 53 年 3 月までの期間及び 60 年 6 月から 61 年 3 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 28 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 48 年 4 月から 53 年 3 月まで
② 昭和 60 年 6 月から 61 年 3 月まで

昭和 48 年 4 月に式を挙げ、その月の内に市役所で国民年金加入の手続を行い、オレンジ色の手帳をもらった。その後毎月市役所で国民年金保険料を支払い、領収書を主人に見せていた。官舎に住んでいた時に、5 か月ほど払わなかった時期があり、そのことが主人に知れ、市役所での支払を再開した。その後は、納付の必要がなくなるまで払い続けた。記録がないのは納得がいかないので訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、申立人は昭和 48 年 4 月に国民年金の加入手続を行った際に、オレンジ色の年金手帳を受け取ったと供述しているが、その形式の年金手帳は 49 年 11 月から使用されている三制度共通様式のもものと認められることから、申立人が 48 年 4 月に国民年金の加入手続を行ったとする供述には不自然さがみられる。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和 53 年 6 月 5 日に払い出されており、同年 4 月より納付済みとなっていることがオンライン記録より確認できることから、当時、遡って加入することができない任意加入の対象者であった申立人は、同年同月に任意加入したものと推認される上、48 年 4 月から 60 年 3 月まで同一市に居住していることが戸籍の附票で確認できることから、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出される事情は見当たらない。

申立期間②については、申立人は戸籍の附票から確認できる住所地以外の市町村で納付していたと主張しており、住所地の市町村で納付することとなっていた当時の事務処理から判断して申立人の主張には不自然さがみられる。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、これが納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

岡山厚生年金 事案 1674

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 59 年 10 月 16 日から 61 年 11 月頃まで

A社における厚生年金保険の被保険者期間が昭和 59 年 8 月 1 日から同年 10 月 16 日までの期間となっているが、61 年 11 月頃まで勤務しており、保険料も控除されていたはずなので、年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立てに係る事業所の事業主は、当時の資料は何も無く、申立人に係る勤務の実態及び保険料控除については不明である旨回答している上、同僚からも申立人の勤務期間及び厚生年金保険料の控除に関する証言は得られない。

また、申立人は、申立期間のうち昭和 59 年 10 月 22 日から 60 年 7 月 2 日までの期間及び 61 年 4 月 1 日から同年 11 月 11 日までの期間について国民年金に加入している上、申立人の夫の健康保険厚生年金保険被保険者原票により、59 年 10 月 23 日から 61 年 11 月 6 日までの期間について夫の健康保険の被扶養者であったことが確認できる。

このほか、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料が事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

岡山厚生年金 事案 1675

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 52 年 1 月頃から 53 年 4 月 1 日まで
申立期間において、A社で勤務していたが、保険料を控除されていたにもかかわらず、厚生年金保険の加入記録が無いので、年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録及び同僚の証言から、申立人は、申立期間のうち昭和 52 年 10 月 1 日から 53 年 3 月 31 日までの期間において、申立てに係る事業所に勤務していたことが認められる。

しかしながら、オンライン記録から、申立てに係る事業所が厚生年金保険の適用事業所となったのは昭和 53 年 10 月 1 日であり、申立期間当時は適用事業所ではないことが確認できる。

また、申立人は、給与明細書等の保険料控除を確認できる資料を所持していない上、申立てに係る事業所は、「当時の資料は保管しておらず、申立人の勤務の実態については不明であるが、申立期間は社会保険の適用前のため、保険料は控除していないはずである。」と回答している。

さらに、申立てに係る事業所が適用事業所となった昭和 53 年 10 月 1 日に厚生年金保険被保険者資格を取得した従業員のうち、住所が判明した 6 人に照会したところ、4 人から回答を得られたが、4 人とも同社における自身の厚生年金保険被保険者記録は正しい旨回答しており、うち二人は、同社が適用事業所になったのは昭和 53 年 10 月からであり、それ以前は厚生年金保険への加入はできなかった旨証言している。

加えて、オンライン記録から、申立人は、申立期間において国民年金に加入しており、昭和 52 年 4 月から 53 年 3 月まで国民年金保険料を納付していることが確認できる。

このほか、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料が給与から控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、

申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。